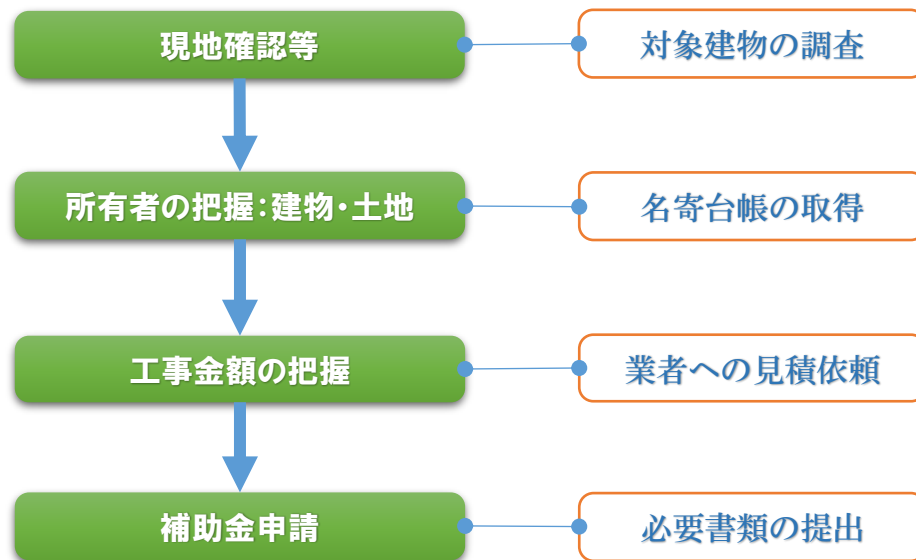


危険家屋解体撤去補助金（申請）



- ・危険度調査を行った結果、補助金の対象とならない場合があります。
- ・事前着手された工事は対象外です。
- ・相続人での手続きの場合、その他相続人の同意が必要です
- ・**建物解体により、その土地の固定資産税が増額となる場合があります。**
(詳しくは、税務課 資産税係へご確認ください。)
- ・町登録業者による施工であること

申請書類	
<input type="checkbox"/>	交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	解体撤去工事計画書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	見積書＜解体業者への依頼＞
<input type="checkbox"/>	位置図
<input type="checkbox"/>	写真（対象家屋の外部・内部の危険度が分かるもの）
<input type="checkbox"/>	名寄台帳（または登記事項証明書）＜所有者確認用＞
<input type="checkbox"/>	町税等確認同意書（第3号様式）
<input type="checkbox"/>	誓約書（第4号様式）
<input type="checkbox"/>	その他同意書（相続人、土地所有者等）